

出席停止になる感染症、出席停止期間の目安

区分	対象疾患	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、SARS、中東呼吸器症候群、特定インフルエンザ	治癒するまで
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失又は、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	腫脹が発現した後 5 日を経過し、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※その他の感染症（溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、アデノウイルス等）で出席停止の措置が必要になることもあります。

（学校医その他の医師の指示によります。医師の指示を得て登校してください。）

※表中の感染症に感染した場合、学校医その他の医師が上記の基準に基づき出席停止の期間を決定します。医師の指示に従ってください。